

第 35 条（会議の公開）

第 35 条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

【趣旨及び解釈】

- 1 本条は、実施機関に置く附属機関等の会議の公開について定めたものである。
- 2 市政運営の透明性を高めるためには、各種の審議会、協議会等の附属機関及びこれに類するものの会議自体が公開で開催されることが必要である。本条は、このような趣旨から、附属機関及びこれに類するものは、原則としてその会議を公開することとしたものである。
- 3 「これに類するもの」とは、法令または条例に基づいて設置された附属機関以外のものであって、学識経験者等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的として、要綱、要領等に基づき設置されたものをいい、主として実施機関の職員で構成されている内部的な研究会、協議会等は含まれない。
- 4 「許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務」とは、会議を公開することが適当でないと認められるものを例示したものである。
- 5 「会議を公開することが適当でないと認められる」とは、審議の内容が個人のプライバシーや法人等の利害関係等に係るもの、または試験の成績判定等のように、公開することによって、個人や法人等の権利利益が侵害され、または当該会議の円滑若しくは公正な運営が著しく損なわれると認められること等をいう。

【運用】

「会議の公開」の具体的な取扱いについては、本市の「附属機関等の会議の公開に関する指針」に基づいて行うものとする。

附属機関等の会議の公開に関する指針

1 目的

美唄市情報公開条例（平成 11 年条例第 1 号）第 35 条の規定を踏まえ、附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）の会議の公開に係る基本的な取扱いを定めることを目的とする。

2 公開・非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開・非公開の決定は、附属機関等の会長等が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 会議を公開することが適当でないと認められるときは、その理由を別途明示するとともに、議事要旨または会議結果を公開するものとする。

3 公開の方法

- (1) 附属機関等は、会議を公開するにあたり、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (2) 附属機関等は、会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、傍聴に係る遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

4 会議開催の周知

庶務を担当する課または係（これらに相当する組織を含む。）は、会議の開催予定に関し、市の掲示板の活用のほか、報道機関への資料提供等の方法により、日時、開催場所、審議事項（協議等の案件）、傍聴の可否等について、当該附属機関等が別段の取扱いをすべきこととしている場合を除き、周知するよう努めるものとする。

5 適用期日

この指針は、平成 11 年 7 月 1 日以降に開催される附属機関等の会議に適用する。

美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想策定市民検討委員会傍聴要領(案)

1 傍聴する場合の手続き

- (1)美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想策定市民検討委員会の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入した上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2)傍聴の受付は先着順で行いますが、会議室の都合により、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたって守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1)会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2)会議において、飲食などはできません。
- (3)会議において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、会議の委員長等が認めた場合は、この限りではありません。
- (4)その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1)上記 2 のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2)傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。

美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想策定市民検討委員会設置要綱

(令和 6 年 4 月 24 日庁達第 35 号)

(設置)

第 1 条 美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想の策定に際し、市民参加による高齢者福祉の推進及び施設のあり方を検討するため、美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想策定市民検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想の策定に関する事項
- (2) その他前号に関する必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、公募による市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する職務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、美唄市恵風園・恵祥園において行う。

(補足)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(その他)

3 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

美唄市および恵風園・恵祥園の現況

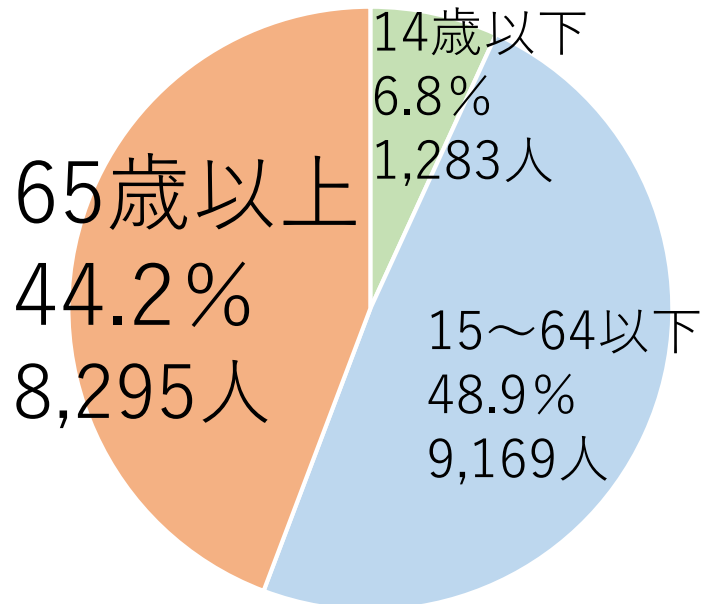


美唄市の人口や高齢化の状況

1. 総人口と年齢別人口の現状

美唄市の総人口：18,747人（住民基本台帳 R6.5.31）

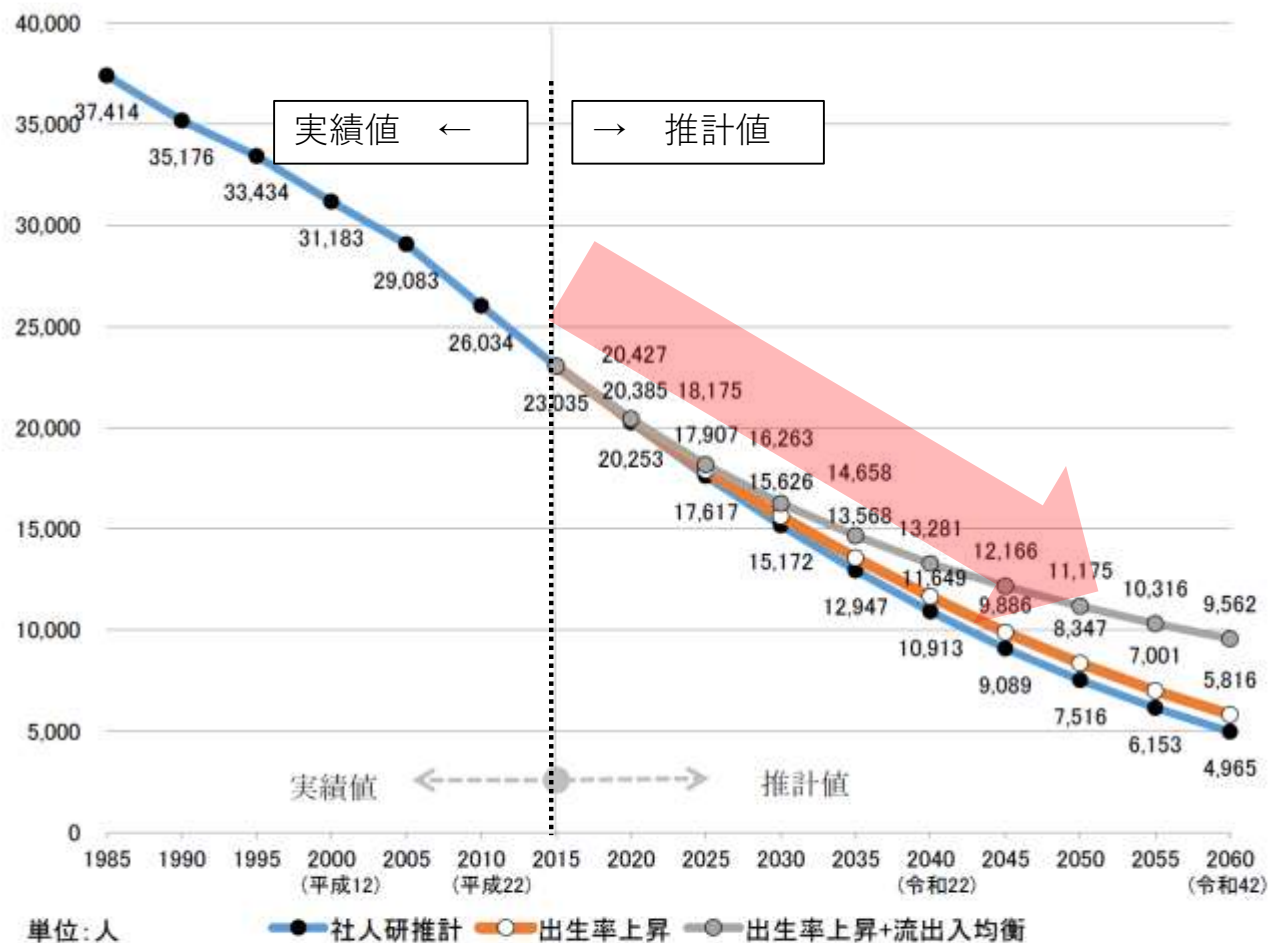
年齢別人口の内訳



外国人を含む。割合は四捨五入表示

人口の4割以上が、高齢者(65歳以上)となっています

2. 総人口の推移と将来推計

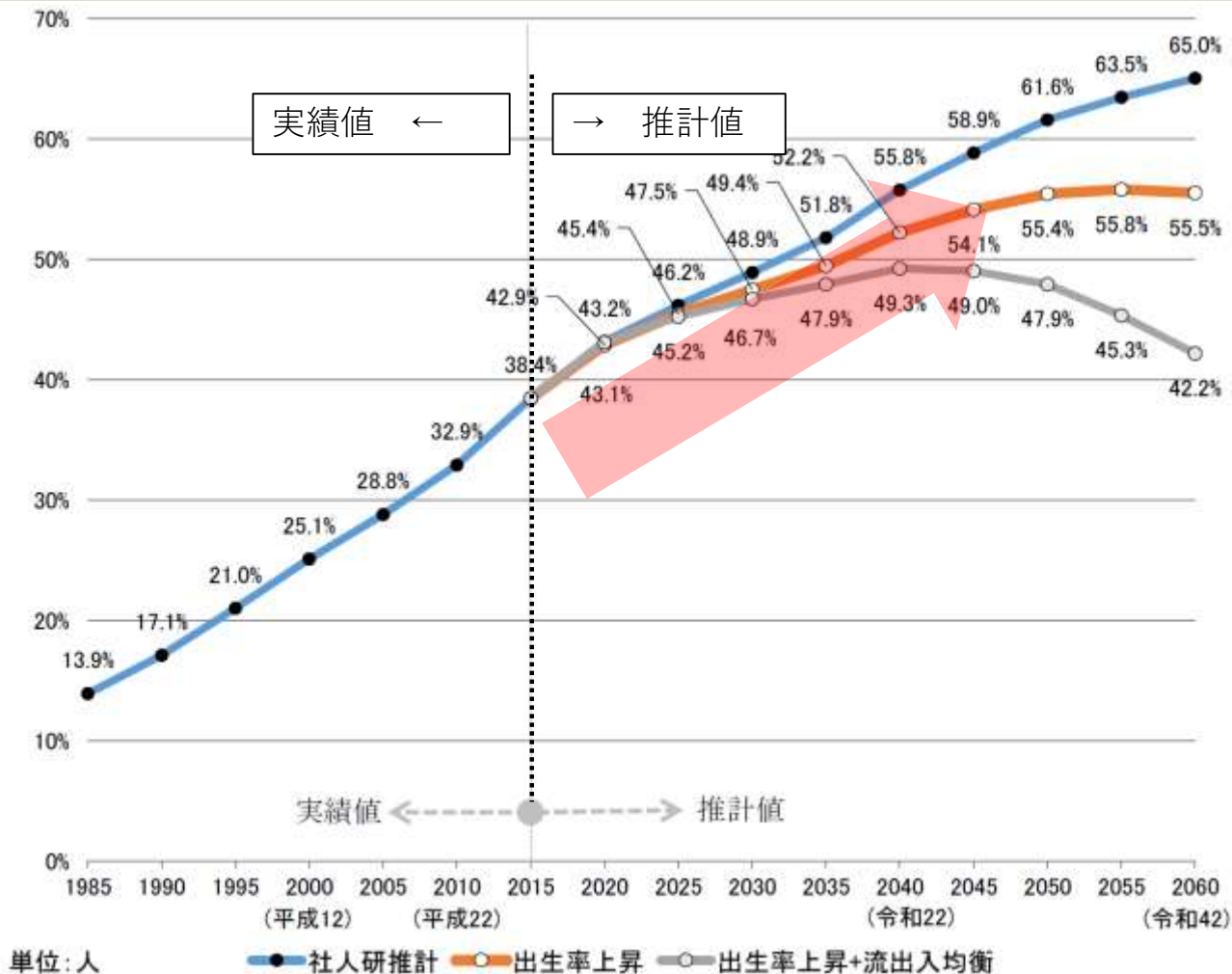


「美唄市人口ビジョン
(2019年度 改訂版)」より
人口の将来展望
(3種類の推計結果)

注) 2010 年(平成 22 年)以前は国勢調査の実績値で年齢不詳を含むため、年齢別の合計と合わない場合がある(以下同じ。)

今後とも減少していくことが予想されています

3. 老年人口比率の推移と将来推計

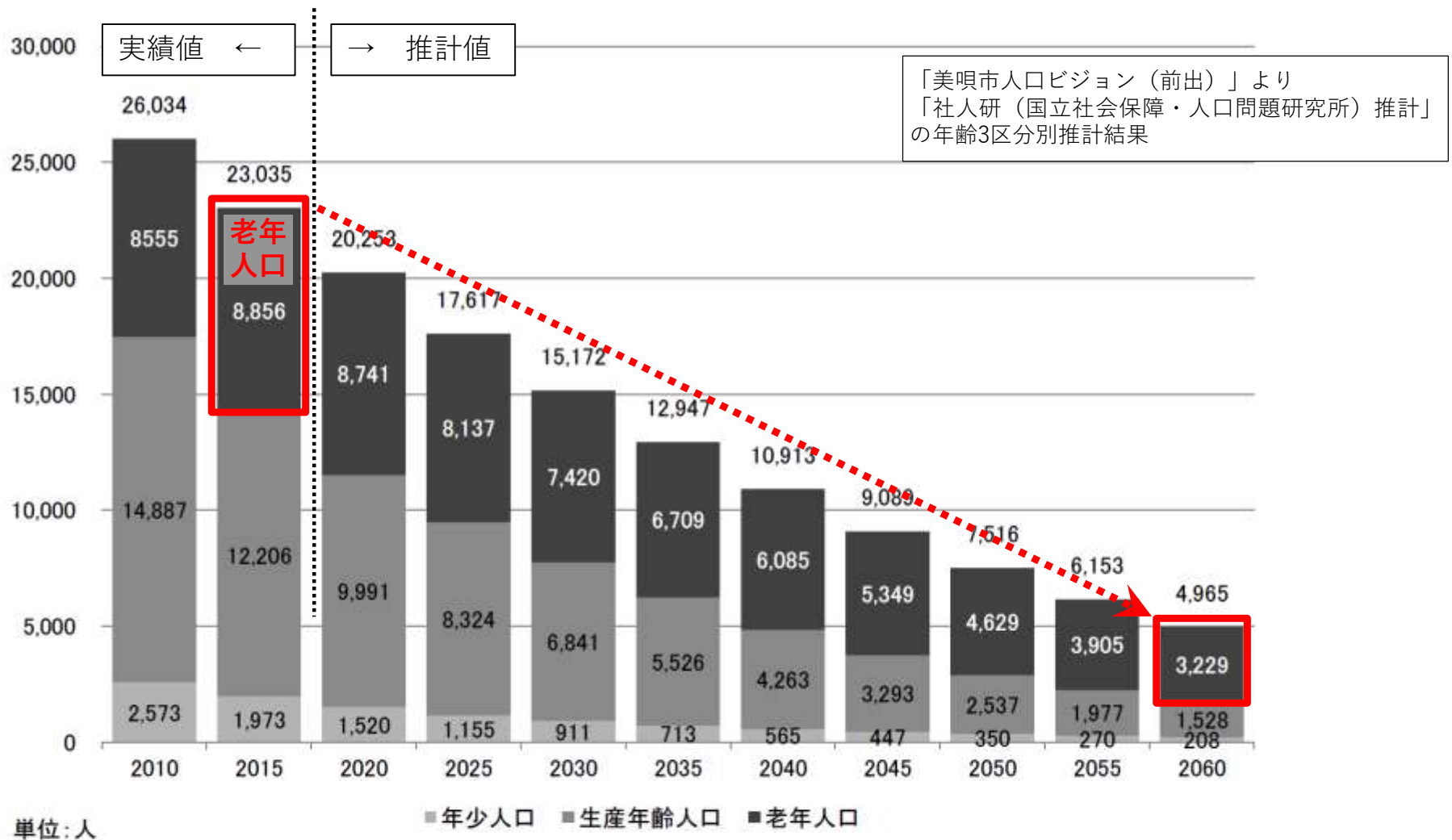


「美唄市人口ビジョン（前出）」より
老年人口（65歳以上）比率の推計
（3種類の推計結果）

注）2010年（平成22年）以前は国勢調査の時系列データ、2015年以降は本推計結果による

65歳以上の老年人口比率は、当面増加が見込まれます

4. 老年人口(実数)の推移と将来推計



総人口の減少にともない老年人口は減少が見込まれます

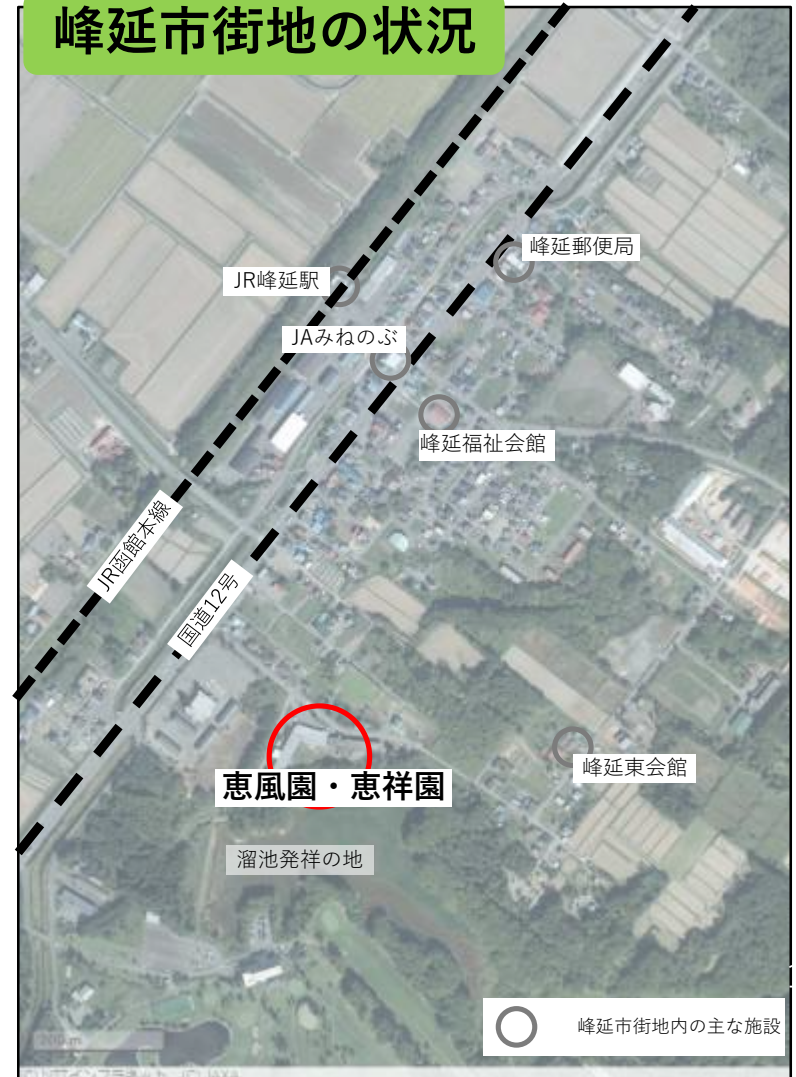
対象施設の現状

1. 施設の立地位置

全市における位置



峰延市街地の状況



2. 各施設の概要

養護老人ホーム美唄市恵風園

○設置者名：美唄市（公設公営施設）

○建設年度：昭和53年12月

○敷地面積：約14,800㎡（恵祥園含）

○建築面積：約2,400㎡（恵祥園併設）

○建築構造：鉄筋コンクリート 2階建

○職員：主任支援員・支援員・看護職員・栄養士・主任生活相談員・生活相

談員・その他職員

※介護保険は外部サービスを利用

○定員：110名

※現入所者：26名（R6.6.1現在）

○居室：55室（2名×1階27室・2階28室）

○設備：寝台用エレベーター・

全室電気床暖房など

※負担額は別途基準による

○環境上の理由や経済的な理由(生活困窮等の理由)により在宅生活が困難な原則65歳以上の方が利用

■短期入所（ショートステイ）

- ・原則、美唄市居住者を対象。
- ・希望日に空きがある場合のみ。

2. 各施設の概要

特別養護老人ホーム美唄市恵祥園

- 設置者名：美唄市（公設公営施設）
- 建設年度：昭和52年12月
- 敷地面積：約14,800㎡（恵風園含む）
- 建築面積：約1,500㎡（恵風園併設）
- 建築構造：鉄筋コンクリート 平屋建
- 職員：介護職員・看護職員・機能訓練指導員(看護職員)・医師(非常勤嘱託医)・管理栄養士・生活相談員・介護支援専門員・その他職員

○定員：59名

※現入所者：41名（R6.6.1現在）

○居室：16室（3名×5室・4名×11室）

○設備：リフト式中間浴槽・特殊浴槽・電気床暖房など

○食事や排泄など常時介護を必要とし、自宅での生活・介護が困難な『要介護1～5（H27.4以降は原則要介護3～5）』と認定された方が利用

※要介護1～2の場合、別途定める要件にあてはまる場合に利用可。

※負担額は、別途基準による

■短期入所（ショートステイ）

- ・要支援度・要介護度等に応じて利用できる日数に制限あり
- ・空床利用(2名)の為、利用は入居状況等による

3. 各施設の現況写真



恵風園 居室



恵風園 居室



恵風園 居室入口の段差



恵風園 トイレ

3. 各施設の現況写真



恵風園 洗面所



恵風園 浴場



恵祥園 居室



恵祥園 居室

3. 各施設の現況写真



恵祥園 居室内洗面所



恵祥園 トイレ



施設玄関



娯楽談話室

検討委員会における論点

1.施設の老朽化に係る課題

建設後45年程度経過しており、老朽化が進行

- ①施設の安全性の課題は？
- ②維持管理の課題は？
- ③入居者のホスピタリティの課題は？
- ④職員の働く場としての課題は？

2.施設の立地場所に係る課題

美唄駅より直線距離で約9km、隣接市との境界付近に位置

- ①地域との連携の課題は？
- ②病院との距離の課題は？
- ③職員の通勤の課題は？

3.施設の将来ニーズに係る課題

人口減少とともに、介護の担い手不足も課題

- ①将来の利用者数（ニーズ）は？
（養護、特養）
- ②民間施設との役割分担の考え方は？

■美唄市 恵風園・恵祥園建替え等基本構想策定 スケジュール

資料

項目	R6年度																											備考						
	5			6			7			8			9			10			11			12			1				2			3		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		上	中	下			
検討委員会	【委員会の内容(案)】 ■①: 全体作業内容・スケジュール、協力依頼、現行施設の課題の概要 ■②: 現況・課題・事例等、建物現地調査を踏まえた改修or建替の方向性等の整理 ■③: 整備位置の検討、整備機能や運営方針等の概要整理 ■④: 基本構想案のとりまとめ																																	
	委員会①市民 委員会②市民 委員会③市民 委員会④市民																																	
①策定の背景・目的																																		
②美唄市の現状と課題、 現況施設状況の把握	資料依頼・収集 現地調査の視点等整理 現況・課題とりまとめ 劣化状況等調査																																	
③関連計画における位置づけ	資料依頼・収集 関連計画とりまとめ 全体内容整理・調整																																	
④最近の動向と施設	視察地等事例検討 視察・事例とりまとめ																																	
⑤将来の利用者人口の推移と施設計画の方向性	人口・収容人員等の検討 存続・改築等の整理 整備場所・他施設との連携方																																	
⑥整備機能と必要規模、 運営方針	整備・運営・必要機能や規模等検																																	
⑦整備スケジュール等の検討	整備スケジュール等の検討																																	
⑧報告書作成	報告書とりまとめ・庁内検討																																	
備考	議																																	